

岐阜県公共事業執行共同化協議会総合評価審査部会 総合評価共同会議設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県公共事業執行共同化協議会の会員が発注する建設工事に係る総合評価落札方式の審査等を行うにあたり、学識経験者の意見聴取を行うため、岐阜県公共事業執行共同化協議会総合評価審査部会総合評価共同会議（以下「共同会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 共同会議は、岐阜県公共事業執行共同化協議会の会員が発注する建設工事に関して、次に掲げる事項について学識経験者の意見聴取を行う。

- (1) 総合評価落札方式を行おうとするときは、総合評価落札方式によることの適否
- (2) 落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (3) 総合評価落札方式における落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限範囲内の価格をもって行われた申し込みのうち、価格その他の条件が発注者にとって最も有利なもの決定

(組織)

第3条 共同会議に、委員を置く。

- 2 委員は、人格、識見等に優れ、中立・公平の立場で客観的に意見聴取を適切に行うことができる学識経験者等を有する者のうちから、岐阜県公共事業執行共同化協議会長が選任する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(会議)

第4条 共同会議は、必要に応じて会議を招集することができる。

- 2 会議は、委員の2名以上が出席しなければ開催することができない。ただし、やむを得ない場合は、会議を開催せず個別に意見を聞くことができる。
- 3 共同会議は、必要に応じて、専門家や関係者に対し、会議へ出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(公表)

第5条 会議は、非公表とする。

(委員等の排斥)

第6条 委員は、第2条の意見聴取について、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることはできない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 共同会議の庶務は、別途定める実務機関において処理する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、共同会議の運営に関する事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年3月22日から施行する。